

## 令和7年度公立保育所等の副食費の考え方について

### 1 副食費に係るこれまでの経緯

#### (1) 公立保育所及び認定こども園における2号認定子どもの副食費

公立保育所及び認定こども園における2号認定子どもの副食費については、令和元年10月実施の幼児教育・保育の無償化に伴い実費徴収することとなりました。これは、無償化以前から食材料費については保護者の方に負担をいただくという考えを維持する旨国から示されたことによるもので、その額は、「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」（令和元年6月27日付け府子本第219号・子保発0627第1号）において、公定価格の4,500円を目安とし、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して各施設において定めることとなっていました。このため、当時の副食費の実費額の状況及び公定価格を勘案し、徴収額を4,500円と決定しました。

令和5年度において、公定価格が4,700円に引き上げられましたが、当市におきましては、食材料費の価格高騰が続く中、安全・安心な給食を安定的に提供していくため、地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金）を活用し、同年9月から1人当たり200円の副食費に係る食材料費の調達費用を補い、保護者に負担を求めることなく、副食費を4,700円としたところです。更に、令和6年度においては公定価格が4,800円に引き上げられましたが、重点支援助地方創生臨時交付金を活用し、令和5年度に引き続き、1人当たり200円の副食費に係る食材料費の調達費用を補うことで副食費を4,700円として維持しています。

#### (2) 関認定こども園アスレの1号認定子どもの副食費・主食費

関認定こども園アスレの1号認定子どもについては、令和元年10月に当時の実費額の状況により副食費を3,000円と、主食費を600円と決定しており、令和6年度も引き続きそれぞれ同額を徴収しています。

	令和元年10月以降	令和5年4月1日以降	令和5年9月1日以降	令和6年4月1日以降
公定価格（副食費徴収免除加算月額）	4,500円/月	4,700円/月	4,700円/月	4,800円/月
副食費（公立保育所等）2号	4,500円/月	4,500円/月	4,700円/月 （200円補填により4,500円/月）	4,700円/月 （200円補填により4,500円/月）
副食費（アスレ）1号	3,000円/月	3,000円/月	3,000円/月	3,000円/月
主食費（アスレ）1号	600円/月	600円/月	600円/月	600円/月

### 2 副食費に係る検討

令和5年度及び令和6年度においては、国の地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援助地方交付金）等を活用し、1人当たり200円の副食費に係る食材料費の調達費用を補うことで、食材料費の価格高騰及び公定価格の引き上げに対応しましたが、これらの状況を踏まえ、令和7年度において引き続き園児に栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供するために副食費の考え方の見直しが必要であることから検討を行いました。

### 3 令和7年度における副食費の考え方

2号認定子どもの副食費は、公定価格を目安とし、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して各施設において定めることとなっています。公定価格は、毎年度4月に示されるものであり、当該年度での対応は困難であることから、前年度の公定価格を目安とすることとし、令和6年度の4,800円で検討しました。また、2号認定子どもについて実際に給食の提供に要した材料の費用は、1月当たり4,900円であることから、これらにより令和7年度の副食費を次の表のとおり決定します。

また、関認定こども園アスレの1号認定子どもの副食費及び主食費は、前々年度の実際に給食の提供に要した材料の費用から次の表のとおり決定します。

なお、低所得者層や多子世帯などの一部の世帯については、現行どおり免除とします。

	令和6年度	令和7年度
副食費（公立保育所等）2号	4,700円/月（200円補填）	4,800円/月
副食費・主食費（アスレ）1号	3,600円/月	3,900円/月
（内訳）副食費	3,000円/月	3,200円/月
主食費	600円/月	700円/月
（参考）前年の公定価格	4,700円/月	4,800円/月